

第 23 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和7年4月28日(月)	午後 3時 00分
閉会日時	同 上	午後 4時 15分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB(4階)	
出席委員	24名	
	農業委員	
	1番 富田 正次郎	2番 杉戸 恵司
	3番 山形 啓子	4番 川口 賢一
	5番 山形 ちづ代	6番 井田 秋雄
	7番 星野 重彦	8番 山形 栄子
	9番 坂本 久美子	10番 星野 昭彦
	11番 中島 篤	12番 渡辺 隆司
	13番 矢内 鉄男	14番 今泉 芳雄
	農地利用最適化推進委員	
	1番 金子 博一	2番 荻原 完一
	3番 武 幸一	4番 木村 聡
	5番 大澤 隆	6番 小菅 雄一郎
	7番 丹羽 康博	8番 中村 耕一郎
	9番 齊藤 克代	10番 深澤 憲司
	11番 中島 篤	12番 大澤 隆
	13番 小菅 雄一郎	
	[遅刻委員]	
	[中座委員]	
	[早退委員]	
欠席委員	7番 多和田 圭一 12番 太田 亮一	
議事参与	5名	
	事務局長 新井 八寿代	主査 鳥井 貴史
	次長 山藤 健二	
	係長 石原 幸枝	
	主査 細井 裕子	
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名	
	日程第2 会期決定の件	
	日程第3 第93号議案 農地法第3条の規定による許可申請について	
	委員会処分 4件	
	第94号議案 農地法第5条の規定による許可申請について	
	委員会処分 9件	
	日程第4 第95号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条	
	第3項の規定による依頼について 委員会処分 10件	
	日程第5 第96号議案 令和7年度最適化活動の目標の設定等について	
	日程第6 報告第43号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	
	報告第44号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	

開 会 午後 3 時 00 分

議 長

ただ今から第23回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員14名、推進委員10名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、6番井田委員及び7番星野重彦委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第93号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい、事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号1番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。

本件は、被設定人である太陽光事業者が個人所有の農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

営農下部では賃貸借にて農地所有適格法人がみょうがの栽培を行っていましたが、肥料の散布や土壌の改良などを行ったにもかかわらず生育状況が芳しくないため、にんにくに作物を変更したいとの申し出がありました。作付けは令和6年の10月から11月にかけて行っており、令和7年6月には収穫が見込めるとのことでございます。

受付番号2番、3番、4番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると

考えます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、この件について4月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

9番推進委員 はい。議長。

議長 はい。9番中村推進委員。

9番推進委員 9番推進委員中村でございます。報告いたします。まず受付番号1番につきまして、新里町の関の集会所の南東に当たる場所で、作物をみようがからにんにくに変更するということですが大丈夫かなと思って見てまいりましたが、よく見てみると太陽光発電設備の間に作付けをしまして、今年の6月には収穫ができる見込みがあるくらいには管理はされておりましたので問題ないかなと思いました。受付番号2番ですが、山上の多重の塔の北にあたるんですが、周囲の農地はとてもきれいに耕作されておまして、ここだけが草が伸びている感じになっている場所だったんですが、ここもきれいに耕作してもらえるのであれば問題はないかなと思います。続きまして受付番号3番ですが、受付番号2番のすぐ近くで、現地はとてもきれいにトラクターがかけられていましたので、こちら問題ないのかなと思われま。次に受付番号4番ですが、新里の支所の近くなんですが、地図を見てもらうと申請地の周りが造園業者の展示場となっておりまして、実際にこの場所も木が植えてあり、以前から借りていたんだろうなという感じで、木もきれいに手入れされておりましたので、今回申請に至ったと考えられる場所でしたので、問題はないかなと思います。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。
ないようですので、これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

6番農業委員 はい。

議長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 6番井田です。受付番号2番について、農業経営の規模拡大ということなんですけれども、どんな作物を作るか聞いておりますか。

議長 はい。事務局。

事務局 ナスを栽培する予定とのこと。

議長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。それでは私の方からひとつ。受付番号3番について、議案書の契約内容に贈与という形で出てきておりますが、一般的には土地を譲渡するとすれば値段にかかわらず売買になると思うんですがこれは何か理由があるんですか。

事務局 契約内容が贈与になっていることにつきまして申請者に確認をしたところ、譲渡人が市外に住んでおり、さらに職業が会社員ということで農業もでき

ないため、桐生市内の農地の処分を考えていたところだったそうで、譲受人と話し合いの結果、耕作をしていってもらえるということであえば贈与で譲るといったことで話がまとまったとのことでした。

議長 はい。一生懸命耕作をしてもらえるのであれば贈与でいいというところをすればいいのかとも思いますけれども、最近贈与の話が増えてきているとはいえ、今回の場所のようなところでの贈与はなかなか珍しいのかなと思います。ほかにありますか。

8 番推進委員 はい。

議長 はい。8 番丹羽推進委員。

8 番推進委員 受付番号 1 番なんですけれども、地面の賃貸借契約というのは設定人と農地所有適格法人が契約をしているのか、それとも被設定人と設定人が契約をしているのか確認をしたいんですけれども。

議長 はい。事務局。

事務局 受付番号 1 番の農地の賃貸借につきましては、設定人と農地所有適格法人が賃貸借契約を結んでいるといった形になっております。以上です。

8 番推進委員 はい。分かりました。

議長 ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第 9 3 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、委員会処分が 4 件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第 9 3 号議案は許可相当として承認されました。

日程第 3 第 9 4 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、委員会処分が 9 件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい、事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号1番、3番、4番、8番、9番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号2番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地ですが、営農型太陽光発電施設の設置の許可制度上の取扱いに沿った、一時的な利用に供するものであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれは無いと考えられ、許可基準を満たしていると考えます。

受付番号5番、6番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると考えます。

受付番号7番の立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域内でありますので、第3種農地と判断します。なお、申請地は隣の宅地（3791-2）と一体利用する予定となっております。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上1番から9番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、この件について4月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員会のご報告をお願いいたします。

9番農業委員 はい。

議長 はい。9番坂本委員。

9番農業委員 9番坂本です。4月25日に9番中村推進委員と事務局2名とで現地調査をしてまいりましたのでご報告いたします。第94号議案の受付番号1番ですが、この場所は道路わきにございまして、反対側は山林となっており、日当たりもあまりよくないように思いますので駐車場として利用しても問題ないと思います。この後については9番中村推進委員会にお願いしたいと思います。

9番推進委員 はい。

議長 はい。9番中村推進委員。

9番推進委員 受付番号2番ですけれども、第3条でも説明をしましたので省略させていただきます。受付番号3番ですけれども、新里のベisiaの北の方なんです、申請地の北には住宅がどんどん建ってきておりまして、周辺の農地にはあまり影響はないと考えられますので問題はないと思います。受付番号4番ですけれども、場所は桐生武井西工業団地の西にある会計事務所なんです、一体利用

するということなのでこちらも問題ないと思います。次に受付番号5番ですけれども、新里の出荷所の北にある障害者施設の東側なんです、駐車場として利用するということなので問題ないと思います。次に受付番号6番ですけれども、新里保育園の北に当たる場所です、現地はきれいに耕作をされている場所ではあったんですけれども、残った農地の形状がいびつな形になってしまうんですけれども、譲受人が最小限の面積で転用をしたいということなので問題ないと思います。次に受付番号7番ですけれども、東新川駅の西のほうなんですけれども、先ほど説明にありましたように隣地にはかつて住宅があった場所でそこと一体利用していくということなので問題ないと思います。次の受付番号8番からは9番坂本委員にお願いしたいと思います。

9番農業委員 はい。

議 長 はい。9番坂本委員。

9番農業委員 はい。引き続き私が説明いたします。受付番号8番は黒保根の上田沢地区なんですけれども、ここは涌丸地区といって高齢化が進んで農業をする人が少なくなっているのと同時に太陽光発電設備が多く設置されている場所です、現地も草が生えておりましてどこから入ったらいいのかわからないような感じで見てまいりました。太陽光発電設備を設置してもらってきれいにしてもらうのも一つの方法かなと思います。次に受付番号9番について、ここも黒保根の上田沢地区で現地は草が生い茂っており、以前使用していたと思われる農業用施設が残っていましたが以前隣地が太陽光発電設備を設置するということで転用の申請が上がってきていたように記憶しておりますが、今回の申請も同じ事業者だと思いますので一体化して太陽光発電設備を設置してもらえればと思いました。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。それでは私の方からひとつ。受付番号6番の件で、転用する筆が2件ありますが、1つの筆が3㎡ちょっとと小さいのですが、ここはもともとこのような土地だったのですか。

事 務 局 はい。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 受付番号6番につきまして、2筆とも令和7年3月に東隣の農地から分筆された形になります。小さいほうの筆に関しましては詳しい話を伺ったわけではないんですが、公図の写しによると小さい筆の並びに桐生市の道ということで同じような幅で筆ができていたような形になっておりますのでそこに合わせて分筆したのではないかと考えられます。以上です。

議 長 はい。ほかにありますか。

4番農業委員 はい。

議 長 はい。4 番川口委員。

4 番農業委員 受付番号 8 番の件について、道からの進入路がないように見えるんですけども工事はどうやって行うのですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 受付番号 8 番の進入路についてですが、現地を確認しますと、申請地の西隣りが通路となっておりまして、そこを工事するときの通路として使っていくのではないかと考えています。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。ほかに。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

第 9 4 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、委員会処分が 9 件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。
よって、第 9 4 号議案は許可相当として承認されました。

日程第 4 第 9 5 号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定による依頼」について、委員会処分が 1 0 件ございます。

以上を議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局
議 長
事 務 局

はい。議長。
はい、事務局。
(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

まず、農用地利用集積等促進計画について説明をさせていただきます。令和 7 年 4 月より農地中間管理事業の推進に関する法律が施行され、農地中間管理機構が、農用地等について農地中間管理権を取得し、農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うこととなりました。また、農地中間管理機構は、農地中間管理事業の趣旨の普及を図るとともに、農用地等について借受け又は農業経営等の受託を希望する者の意向を広域的な見地から把握した上で、地域との調和に配慮しつつ、農地中間管理事業を行うものとされており、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の許可を受けなければならないこととなっております。さらに、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定め

る場合には、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴かなければならないことが農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項で定められているため、委員会の総会にて審議を求めるものでございます。

また、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月31日をもって、農地の貸し手（地権者）と借り手（耕作者）の直接の農地貸借（利用権設定、いわゆる相対）は廃止されました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、この件について4月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

9番推進委員 はい。

議長 はい。9番中村推進委員。

9番推進委員 9番推進委員中村でございます。今回の1番、2番、3番、4番、5番については申請者が認定農業者であったり、青年農業者であったりで、申請地を見てもらうと田んぼが多いんですけれども、この時期は畦塗りをしておかないと遅いかなと思うんですけれども、今回の申請者達はほぼ全部きれいにトラクターをかけられていて、畦塗りもしてありまして、きれいになっておりました。6番の方ですが、市外から新里に新規で農業を始めたいということで農地を借りられる場所が山付近でして、大久保あたりの農地しかないということで、私が作った農業に関する会に面倒を見てくれないかと依頼がありまして、会員が協力をして見守っている状態です。農機具も持ってはいないんですが、会員みんなでかけてあげたりとかしていますので問題はないと思います。7番の場所ですが新里の直売所のすぐ北にあたりまして、きれいに耕作されておりましたので既にブルーベリーが植えられておりましたが新規として提出された場所かと思えます。次に8番。武井工業団地西の粕川との境目なんですけれども、現地はきれいになっておりましたので問題はないと思います。9番、10番は黒保根になりますので9番坂本委員をお願いしたいと思えます。

9番農業委員 はい。

議長 はい。9番坂本委員。

9番農業委員 9番ですがここは水沼でも北にあたる場所できれいに耕作されてますので大丈夫だと思います。10番ですがここは協業センターとして使われている場所で、今年も稼働しておりますので問題はないと思います。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

6番農業委員 はい。

議長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 6番井田でございます。新規で広範囲の農地を借り受けるということです

が、賃借料がゼロなんですけれどもこれについては作物の現物などで代用しているということでよろしいでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 今回提出された申請書によりますと、あくまで権利としましては使用貸借ということで、賃借料は0円ということが確認できているだけで、作物の現物など代用をしているとかは確認できておりません。以上です。

議 長 ほかにございますか。

8 番推進委員 はい。

議 長 はい。8 番丹羽推進委員。

8 番推進委員 6 番の方について、前にも申請があったと思うんですが、市外から新里に住所を移すといった話が出ていたかと思うんですね。先ほどの説明ではまだ市外から通っているという話でしたが、広大な面積を耕作していくとなると自宅が近いところにあったほうがよいのではないかと思うんですがそこはどう考えておられるのでしょうか。

議 長 はい。事務局、何か聞いておりますか。

事 務 局 今現在は市外にお住まいということなんですが、のちのちには桐生へ移住したいという話は伺っております。移住の時期がいつになるのかはこちらではまだ分かっておりませんが、9 番中村推進委員が詳しいそうなので補足があればよろしくをお願いします。

9 番推進委員 はい。

議 長 はい。9 番中村推進委員。

9 番推進委員 今住んでいる市外のアパート代が5万7千円らしくて、新里のベisiaあたりのアパート代がだいたい5万7千円ということなので契約を進めているとのことです。新里に移住してくる準備はしているようです。以上です。

議 長 はい。よろしいでしょうかね。いずれにしても耕作をしていくとなると近場でやらないと管理も大変だと思いますので、早いうちに移住してもらうのがいいと思いますね。ほかにございますか。

9 番推進委員 いいですか。

議 長 はい。9 番中村推進委員。

9 番推進委員 先ほど6 番井田委員から、賃借料についての質問があったと思いますけれども、今回この案件で農地を借りる人達から聞いた話なんですけれども、今まで耕作をしていたけれども、自分では耕作しなくなるから農地を使ってほしいという人は新里ではかなり多いらしく、そういった話が集まってくるのも大規模に農業をやっている人のところにしか来ないといった状況で、貸す側として賃借料は無料でいいから使ってほしいという希望があるわけなんですけど、大規模に農業をやっている人達にもできる限界があって溢れかえりそうな状況が起きております。なので農業委員会でもこれから新規の方が入ってくるときにバックアップできることがあって、新里の農地を守るためにも支援できないことがない

かなと考えてはいるんですけども、自分名義の農地を耕作放棄地にしないためにもタダでもいいから農地を使ってほしいという方が多いのは現実だと思います。以上です。

議 長

はい。耕作をできる人が限られてきているのは承知をしておりますし、農林振興課でも地域計画というものを昨年からはじめて、今後耕作ができなくなる人たちの場所がだんだんと見えてきていて、地域計画の会議に比較的若い人たちが出てきてくれたところで早めに手を打ってもらうということを農林振興課とも連携をとって考えていくのがいいのかなと思います。ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第95号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による依頼」について、10件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第95号議案は許可相当として承認されました。

日程第5 第96号議案「令和7年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい、事務局。

事務局

(議案書を朗読)

こちらは、令和7年度の委員会活動の目標としたものでございます。

「農業委員会に関する法律」の規定(第37条)に基づいて、前年度の活動の結果及び今年度の目標を、市のホームページで公表しております。目標の内容を、委員の皆様にご了解していただいたうえで、農業会議へ提出、群馬県へ報告、市のホームページで公表することとなっております。

ローマ数字の1番、「農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)」という項目でございます。こちらは委員会の現在の体制について、また、桐生市内の農家・農地等の概要を、各種統計を基に表示してあります。耕作面積の田と畑を足しますと1,256haですが計は1,260haとなっております。こちらは農林水産省で公表している。「耕作及び作付面積統計」に基づいて記入して

おります。

次のページに進みます。ローマ数字の2番、「最適化活動の目標」という項目でございます。

まず、「最適化活動の成果目標」と題して、農地の集積に関する現状と目標です。目標につきましては、前年並みとさせていただきました。

次に「遊休農地の解消」という項目です。

遊休農地の現状につきましては、令和3年度の利用状況調査の結果を反映しております。

続いて目標になります。こちらは先程の遊休農地の緑区分の農地、黄色区分の農地の解消についての目標となります。緑区分の農地の解消目標が25.4haと表示されておりますが、すぐ下に※印の注釈にありますとおり、「令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地の5分の1の面積を記入」したものでございます。農業委員会で設定できる部分ではないことをご了承ください。

黄色区分の解消につきましては、解消のための工程表の策定方針を定めることになっておりますが、今後県と協議する必要があるため空欄となっております。

新規遊休農地の解消につきまして、6haと表記してありますが、これは令和5年度の利用状況調査の結果新規発生した緑区分の遊休農地の解消面積が6haであり、その面積全部を解消目標とする旨、国より示されているためでございます。こちらも農業委員会で設定できる部分ではないことをご了承ください。

続きまして、「新規参入の促進」という項目です。

まず、現状と課題ということで、令和3年度から5年度までの実績を表記しました。

次に、目標という項目です「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」が1.3haと表示されておりますが、すぐ下に※印の注釈の2番目にありますとおり「目標面積は、過去3年間の権利移動面積の1割以上を記入」したものでございます。過去3年間とは群馬県から令和3年度から5年度の権利移動面積を指定されており、桐生市では37haとなっております。

なお、こちらの目標値も農業委員会で設定できる部分ではないことをご了承ください。

続きまして、最適化活動の活動目標に入らせていただきます。

(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」の項目ですが、1人当たりの月間活動日数を8日と設定させていただきました。こちらは、農業会議が設定した基準が月間6日以上であるためです。

次に、最適化活動を行う農業委員の人数を14人全員とさせていただきました。これは、桐生市農業委員会は農業委員・推進委員共に同じ活動を行ってお

りますので、このように表記させていただきました。（２）活動強化月間の設定目標の項目です。今年度は強化月間の設定回数を１回、利用状況調査を充てさせていただきました。（３）新規参入相談会への参加目標の項目です。

以上で目標設定につきまして説明を終わります。この内容をご確認いただきましてこちらで問題がなければ今年度の目標として農業会議へ提出したいと思っています。よろしくお願いいたします。

議 長

以上、事務局より説明がございました。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

（なしの声）

もし何か不明な点がありましたら後日事務局へ問い合わせてもらえればと思います。

それでは、これより採決いたします。

第９６号議案「令和７年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について」、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 賛成者 挙手 ）

挙手全員でございます。

よって、第９６号議案の案件については承認されました。

日程第６ 報告第４３号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

報告第４３号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出」については、ございませんでした。以上でございます。

議 長

ないようですので、続きまして、報告第４４号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

報告第４４号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出」については６件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

議長 以上でございます。
以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第44号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後4時15分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

6 番

7 番